

君津市福祉作業所ミツバ園
民営化事業者募集要項

令和 7 年 5 月
君津市福祉部障がい福祉課

内容

1	公募の趣旨	1
2	施設概要	1
3	事業運営に関する条件	2
	(1) 運営法人による事業開始日	2
	(2) 事業運営の内容	2
	(3) 定員数及び休所日等	2
	(4) 利用者	2
	(5) 事業継続	2
	(6) 職員の継続雇用	2
	(7) 引継ぎについて	2
	(8) 関係法令等の遵守	3
	(9) 停止条件	3
	(10) その他	3
4	土地及び建物等の譲渡について	3
5	参加資格	4
6	運営法人の選定について	4
	(1) 選定委員会の設置	4
	(2) 審査方法	4
	(3) 評価方法	4
	(4) 結果公表	5
	(5) 優先交渉権者の選定	5
	(6) 応募者が1者のみの取り扱い	5
7	応募手続及びスケジュール	5
	(1) 募集期間	5
	(2) 施設見学会の開催	5
	(3) 質問の受付	5
	(4) 質問の回答	5
	(5) 応募書類の受付	6
	(6) 提出書類	6
	(7) 提出部数及び規格	6
	(8) 応募書類の取扱い	6
	(9) 選定委員会による企画提案審査及び優先交渉権者の決定	6
8	契約に関する事項	6
9	問合せ先及び提出先	6

施設見学会参加申込書	8
質問書	9
資料 1 物件調書及び土地・建物位置図等	10
(1) 物件調書（土地）	10
(2) 物件調書（建物）	12
(3) 位置図	14
(4) 明細図	15
(5) 建物図面	16
(6) 各階平面図	17
(7) 現況図	18
(8) 現況写真	19
(9) 配置図	21
資料 2 ミツバ園事業概要及び収支状況	22
資料 3 評価基準表	24

本要項は、君津市福祉作業所ミツバ園（以下「ミツバ園」という。）を民営化するため、令和８年４月１日以降、運営を引き継ぐ法人（以下「運営法人」という。）の募集に関して必要な事項を定めるものである。

１ 公募の趣旨

本市では、君津市福祉作業所ふたば園（以下「ふたば園」という。）を平成元年に、ミツバ園を平成８年に設置することで、身体障がい者及び知的障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援してきた。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、ふたば園やミツバ園と同様の障害福祉サービスを提供する民間事業所が増加していることや施設の老朽化の進行などを鑑み、施設のあり方の見直しを行う中で、ふたば園については令和６年７月１日をもって事業を終了したところである。

ミツバ園については、ふたば園と比較し、施設の劣化度は低く、継続した施設活用は可能であることから、民間事業者のもつ柔軟性や効率性を活かした質の高い障害福祉サービスの提供及び事業主体を固定化することにより計画的で安定した事業運営の実現を目指し、令和８年４月１日からの運営法人を企画提案方式により募集するものである。

２ 施設概要

位置	君津市坂田３９６番地の４
地目	宅地
敷地面積	１，１０８．７０㎡
延床面積及び構造	３２５．４４㎡ 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
建築年月日	平成８年３月２５日
施設内容及び面積	作業室 １０８．４８㎡
	事務室 ３３．９５㎡
	休憩室（食事室） ２０．７０㎡
	調理室 １９．８７㎡
	医務室 １１．８７㎡
	その他（トイレ、シャワー室、更衣室等） １３０．５７㎡
その他の建築物	物置 ３．３０㎡

※詳細については資料１「物件調書及び土地・建物位置図等」を参照すること。

3 事業運営に関する条件

(1) 運営法人による事業開始日

令和8年4月1日

(2) 事業運営の内容

運営法人が実施する事業及び運営業務の内容は以下のとおりとする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援のうち同法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型事業（以下「就労継続支援B型」という。）

イ 利用者送迎業務

ウ 上記のほか、利用者のサービス向上が期待できる新たな事業の提案がある場合はその事業に関する業務

(3) 定員数及び休所日等

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成元年君津市条例第5号）（以下「設置管理条例」という。）に規定されている以下の事項を満たすこと。

ア 定 員 20名

イ 利用時間 午前9時から午後3時30分まで

ウ 休 所 日 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(4) 利用者

現在、ミツバ園に通所している利用者から、令和8年4月以降も引き続き通所希望がある場合は、優先的に受け入れること。

(5) 事業継続

運営法人は、「(2) 事業運営の内容」に定める事業を10年間は継続して実施すること。

(6) 職員の継続雇用

現在のミツバ園の指定管理者に採用され、同園に配属されている職員のうち、民間移管後も引き続き同園において従事することを希望する職員については、指定管理者と協議の上、運営法人の職員として採用できるよう努めること。

(7) 引継ぎについて

民間移管前の一定期間、運営法人の職員と指定管理者の職員とが共同に

よる利用者への支援を通じて、利用者個々の特性や対応の仕方等について把握するため、次のとおり引継ぎを実施すること。

ア 期 間 運営法人決定後から令和８年３月まで

イ 方 法 指定管理者と協議（必要に応じて本市職員が同席する）

ウ 費用負担 指定管理者と協議（必要に応じて本市職員が同席する）

（８）関係法令等の遵守

運営にあたっては、関係法令等を遵守すること。

（９）停止条件

本募集は、土地建物売買契約締結前に君津市議会で設置管理条例の廃止が可決されることを前提とした公募であるため、君津市議会で否決となった場合、契約を締結することができない

（１０）その他

ア 本市の障がい福祉行政を理解し、これに積極的に協力すること。

イ 本市の機関から協力依頼があった場合は、運営に支障のない範囲で応じること。

ウ 施設運営については、社会情勢の変化が生じた場合など必要に応じて、市と協議の上、見直しをすることが出来ることとする。

エ 現在の事業の内容については、資料２「ミツバ園事業概要及び収支状況」を参照すること。

４ 土地及び建物の譲渡について

施設の土地及び建物（以下「土地等」という。）については、一体的に有償譲渡することとする。ただし、現在の土地等を活用しないことによる事業運営を妨げるものではない。

（１）売却基準価格

土地＝２０，５００，０００円

建物＝ ２，５３０，０００円（うち消費税２３０，０００円）

最低売却基準価格＝２３，０３０，０００円

ア 売却価格は、優先交渉権者に決定された応募者から提案された価格を基に決定する。

イ 最低売却基準価格未満の提案は、認めない。

（２）譲渡方法

土地建物売買契約を締結する。なお、契約に係る経費は応募者の負担とする。

（３）売却条件

「３ 事業運営に関する条件（２）事業運営の内容」に規定する運営業

務を１０年間継続すること。その間、土地等を障害福祉サービス事業所以外の用途に使用し、又は転貸若しくは譲渡してはならない。なお、これらに違反した場合に本市が土地等を買戻すことができる旨の買戻特約や違約金条項の規定を土地建物売買契約上の特約として付することとする。また、売買による所有権移転登記と併せて、買戻特約の付記登記を行うこととする。

５ 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (１) 法人であること。
- (２) 現に障がい者等への支援にかかる業務を実施していること。
- (３) 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (４) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (５) 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (６) 民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (７) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条の規定に該当しない者であること。

６ 運営法人の選定について

(１) 選定委員会の設置

運営法人の選定にあたっては、市が設置する「君津市福祉作業所ミツバ園民営化事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提案内容の公平かつ公正な審査を行い、優先交渉権者並びにその他の応募者の順位を決定する。

(２) 審査方法

ア 参加資格審査(書類審査)

「７ 応募手続及びスケジュール(６) 提出書類」に基づき、参加資格審査を行う。

イ 企画提案審査

応募者は、選定委員会において提案内容のプレゼンテーションを実施し、選定委員会委員からの質疑へ対応すること。

(３) 評価方法

ア 選定委員会は、審査項目(資料３「評価基準表」)に基づいて審査を

行う。

- イ 選定委員会による候補者選定を受け、優先交渉権者を決定した後、応募者に結果を通知する。

(4) 結果公表

市公式ホームページ等により公表する。

(5) 優先交渉権者の選定

企画提案審査による合計点数が最も高い応募者を優先交渉権者とし、次点提案を行った者を次点交渉権者とする。なお、優先交渉権者及び次点交渉権者は、評価点満点の6割（以下「最低基準点」という。）を上回る点数を得なければならない。また、土地等購入希望応募者とその他の方法により事業実施を提案した応募者が競合した場合は、土地等購入希望応募者を優先とし、その他の方法により事業実施を提案した応募者の得点が高い場合でも、土地等購入希望応募者が最低基準点を上回った場合は土地等購入希望応募者を優先交渉権者として選定する。

(6) 応募者が1者のみの取り扱い

応募者が1者のみであった場合も審査を行い、企画提案審査において最低基準点を上回った場合に優先交渉権者として選定する。

7 応募手続及びスケジュール

(1) 募集期間

令和7年5月19日(月)から令和7年6月16日(月)まで
応募書類は、市公式ホームページに掲載するので、ダウンロードすること。

(2) 施設見学会の開催

施設見学会を以下のとおり開催する。

希望する場合は令和7年5月27日(火)午後3時までに「施設見学会参加申込書」(様式1)を電子メール又はFAXで提出すること。

日時：令和7年6月2日(月)午前9時30分から

場所：ミツバ園(君津市坂田396番地の4)

(3) 質問の受付

令和7年5月23日(金)から令和7年6月6日(金)まで「質問書」(様式2)を電子メール又はFAXで提出すること。なお、電話・口頭による質問及び回答後の再質問は受け付けない。

(4) 質問の回答

令和7年6月10日(火)までに市公式ホームページに掲載する。

(5) 応募書類の受付

令和7年5月19日(月)から令和7年6月16日(月)のうち開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、事前に電話連絡のうえ直接持参すること。郵送では受け付けない。

(6) 提出書類

別冊「応募書類様式集」のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は別途資料の追加提出を求める場合がある。

(7) 提出部数及び規格

正本1部と副本(コピー)15部を提出すること。

※証明書類の原本及び参考資料を除き、提出種類はA4版(両面印刷可)で作成の上、インデックスを付け、ファイル(A4-S)綴じとすること。表紙と背表紙に「君津市福祉作業所ミツバ園民営化事業者応募書類」と企画提案者名を必ず表示すること。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類の提出をもって、募集要項の記載内容及び条件を承諾したものとみなし、提出された書類等は返却しない。応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、選定結果の公表等に必要な場合は、応募内容が無償で使用できるものとする。

また、応募書類等提出後の内容変更及び差替えは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び差替えを認めることがある。書類作成等に係る費用は応募者の負担とする。

(9) 選定委員会による企画提案審査及び優先交渉権者の決定

令和7年7月2日(水)

詳細は別途通知する。

8 契約に関する事項

市及び優先交渉権者の双方の協議事項、権利義務等についての基本的事項を定めることを目的に、優先交渉権者と覚書を締結する。

覚書締結後、設置管理条例廃止のほか、必要な事項について君津市議会の議決を得た上で、土地建物売買契約を締結する。

9 問合せ先及び提出先

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

君津市 福祉部障がい福祉課 障がい者支援係 重田・鴛田

TEL : 0439 - 56 - 1525

FAX : 0439 - 56 - 1220

メール : fukusi@city.kimitsu.lg.jp

様式 1

令和 年 月 日

君津市福祉部障がい福祉課 宛

F A X : 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 2 0

メール : fukusi@city.kimitsu.lg.jp

施設見学会参加申込書

君津市福祉作業所ミツバ園民営化事業者募集に係る施設見学会について、次のとおり参加を申し込みます。

法人名称		
代表者名		
担当者名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	メール	
当日の参加者名		

様式 2

令和 年 月 日

君津市福祉部障がい福祉課 宛

F A X : 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 2 0

メール : fukusi@city.kimitsu.lg.jp

質問書

君津市福祉作業所ミツバ園民営化事業者募集要項について、次のとおり質問します。

事業者名		
代表者名		
担当者名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	メール	
(質問内容)		

資料 1 物件調書及び土地・建物位置図等

(1) 物件調書 (土地)

			権	利	所有権
所 在 地	千葉県君津市坂田字奥ノ路 396 番地 4		地	目	宅地
住 居 表 示	住居表示区域外 ※対外表示：千葉県君津市坂田 396 番地 4（福祉作業所ミツバ園）		形	状	現況図のとおり
面 積	（実測面積） 1,108.70 m ²		（登記地積） 1,108.70 m ²		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	南東側で幅員 16.2mの舗装市道に接面する。				
都市計画法・建築基準法に基づく制限	区域区分	市街化区域	用 途 地 域		・ 第二種住居地域 ※東側の一部が第一種低層住居専用地域となっている。
	建ぺい率	60%（第二種住居地域） 50%（第一種低層住居専用地域）	容 積 率		200%（第二種住居地域） 100%（第一種低層住居専用地域）
	その他の制限	第一種高度地区、道路斜線制限、隣地斜線制限（第二種住居地域部分）、北側斜線制限（第一種低層住居専用地域部分）日影規制、建築基準法第 22 条、23 条区域			
そ の 他 の 法 令 等 の 制 限			千葉県建築基準法施行条例（がけ条例）により規制を受ける可能性のある箇所がある。景観計画区域		
所有権を制限する権利設定			無		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供 給 施 設 の 整 備 状 況	供給施設		事業所名		電話番号
	電 気	有	東京電力パワーグリッド(株)		0120-995-007
	上 水 道	有	かずさ水道広域連合企業団		0438-38-4609
	下 水 道	無			

	ガ ス	無	
交 通 機 関 (現地まで)	鉄 道	JR 内房線君津駅の北西 1.2 km、徒歩 15 分	
	バ ス	イオンモール富津線 ミツバ園停留所 徒歩 1 分	
公 共 施 設 (現地から)	市 役 所	君津市役所	南 東 方 約 1.9 km
	小 学 校	周西の丘小学校	西 方 約 1.5 km
	中 学 校	周西中学校	西 方 約 1.3 km
◎ 参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)			
あ 面積及び地目 ・不動産登記簿上の地目及び地積並びに現況地目及び実測面積は、次のとおりである。 ① 396 番 4 地目：宅地（公簿）、宅地（現況） 地積：1,108.70 m²（公簿）、1,108.70 m²（実測）			
い 隣接地（接面道路を含む）との高低差 ・東側接面道路である市道より本地の方が約 0.4m 高く、門扉及びメッシュフェンスが設置されている。また、市道の歩道と車道との間には縁石が敷設されているが、進入路に合わせ切り下げられている。			
う 本地内の高低差 ・本地は、ほぼ平坦地である。			
え 障壁（擁壁）等の状況 ・本地の外周沿いには、東側進入路を除き、本地内に高さ約 1.2m メッシュフェンス及び生垣が設置されている。南側で赤道と接する部分については擁壁を設けてある。			
お 越境物の状況 ・隣地からの越境物は、特にない。 ・南側で隣接する赤道に対し、本地の桜の木の枝が越境している。			
か 物件内の工作物及び樹木等の状況 ・本地は、ほぼアスファルト敷きとなっている。 ・本地内の工作物としては、プレハブの物置、「え 障壁（擁壁）等の状況」欄に記したコンクリート擁壁、メッシュフェンス、生垣がある。 ・396 番 4 の北側の地下には単独浄化槽（7 人槽・分離接触ばっ気方式）がある。			
き 「私道の負担等に関する事項（負担の内容）」 無			

く 供給処理施設の状況

- ・ 本地の前面道路に電柱及び電話柱があり、そこから電線及び電話線が引き込まれている。
- ・ 本地内には、上水道が引き込まれている。
- ・ 本地内には、下水道が取り付けられておらず、本物件の汚水は、単独浄化槽により処理されているが、前面道路に幹線管渠が配管済みである。
- ・ 水道の給水申込加入権（Φ30mm）が1件ある。
- ・ 都市ガスについては、引き込まれていないが、前面道路にほぼ垂直に接続する道路に配管済みである。

け その他

- ・ 本地において、放射線量の測定等の放射性物質の調査、土壌汚染調査、地盤調査、地質調査、地下埋設物調査、地下埋蔵物調査等は、実施していない。
- ・ 本地については、上記及び別記記載の有無にかかわらず、全て現況有姿による引渡しとする。
- ・ 本地の図面その他記載事項と現況が相違する場合は、現況を優先する。
- ・ 本地の開発等（建築を含む）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の各法令及び各地方公共団体の条例等により、指導等がなされることがあるので、詳細は各関係機関に確認すること。

（２）物件調書（建物）

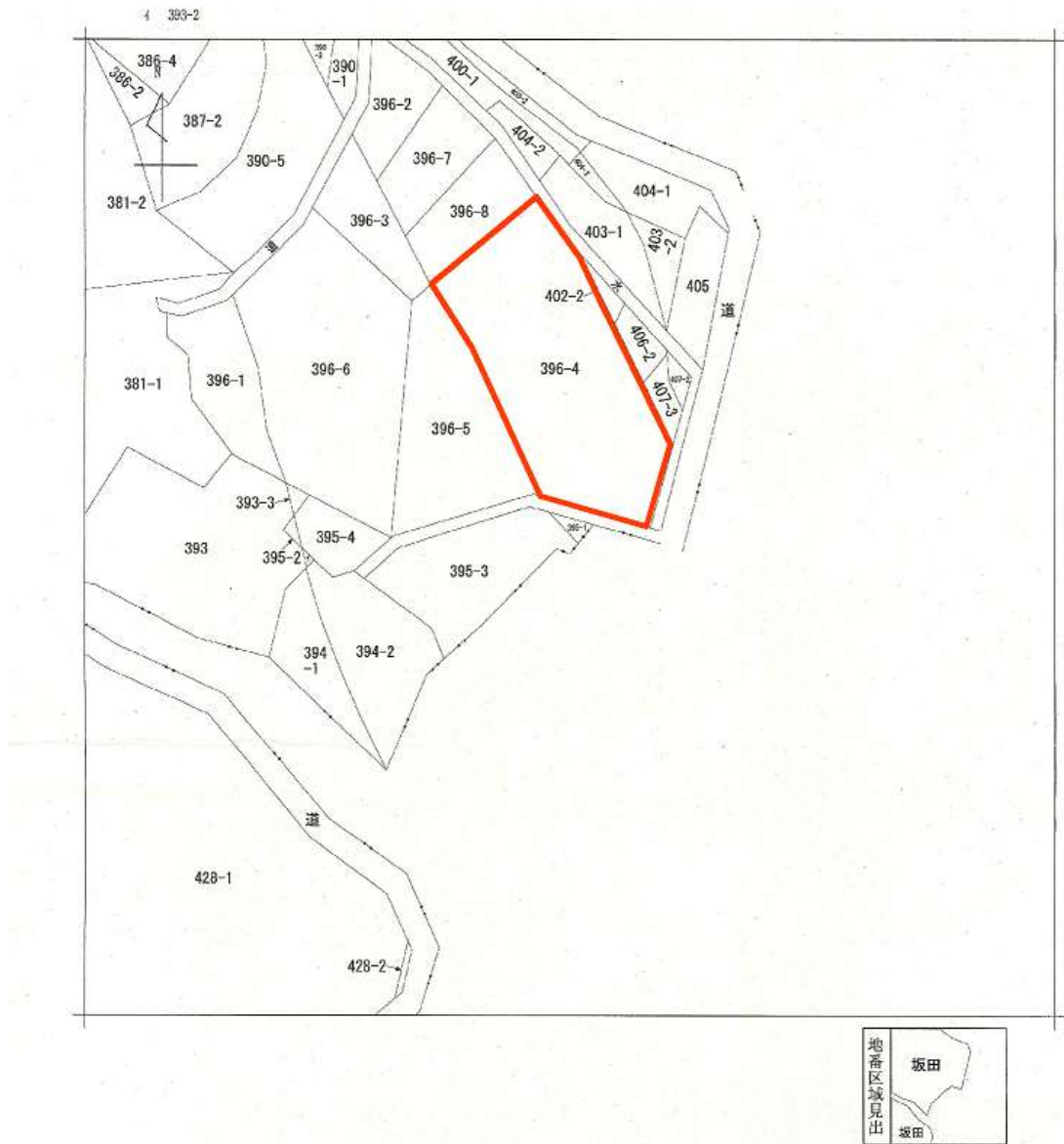
所 在	君津市坂田 396-4
家 屋 番 号	396 番 4
種 類	作業所
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積	325.44 m ²
建 築 時 期	平成8年3月25日新築
間 取 り	ポーチ、玄関、スロープ、ホール、事務室、医療室、休憩室（食事室）、調理室、廊下、作業室、手洗い、男子便所、女子便所、前室、男子更衣室、女子更衣室、男子シャワー室、女子シャワー室、洗濯室、倉庫、物入

そ の 他 の 特 記 事 項	1 石綿使用の有無 アスベストに関する調査は実施していない。 2 耐震性 新耐震基準によって建築されており、建築後に、耐震診断検査等は、実施されていない。 3 ＰＣＢの保管 受変電設備（キュービクル）はなく、目視による確認の結果、ＰＣＢが含まれている安定器があることを確認できていない。 4 母屋の雨漏り・雨染み 母屋の屋根部分の複数箇所から雨染み跡が確認されている。 5 浄化槽検査結果 令和６年７月に実施した検査において、良好との報告を受けている。 6 消防点検結果 令和６年９月に実施した点検において、良好との報告を受けている。 7 本建物については、現在も福祉作業所として運営中であるため、ライフラインについては、電気、ガス、上水道が継続して利用されている状況である。しかしながら、新築時から長期間が経過しているため、将来的に、建物自体とその設備の修理、修繕費用を要することも想定される。 8 図面その他記載事項と現況が相違する場合は、現況を優先する。
----------------------------	---

(3) 位置図



(4) 明細図

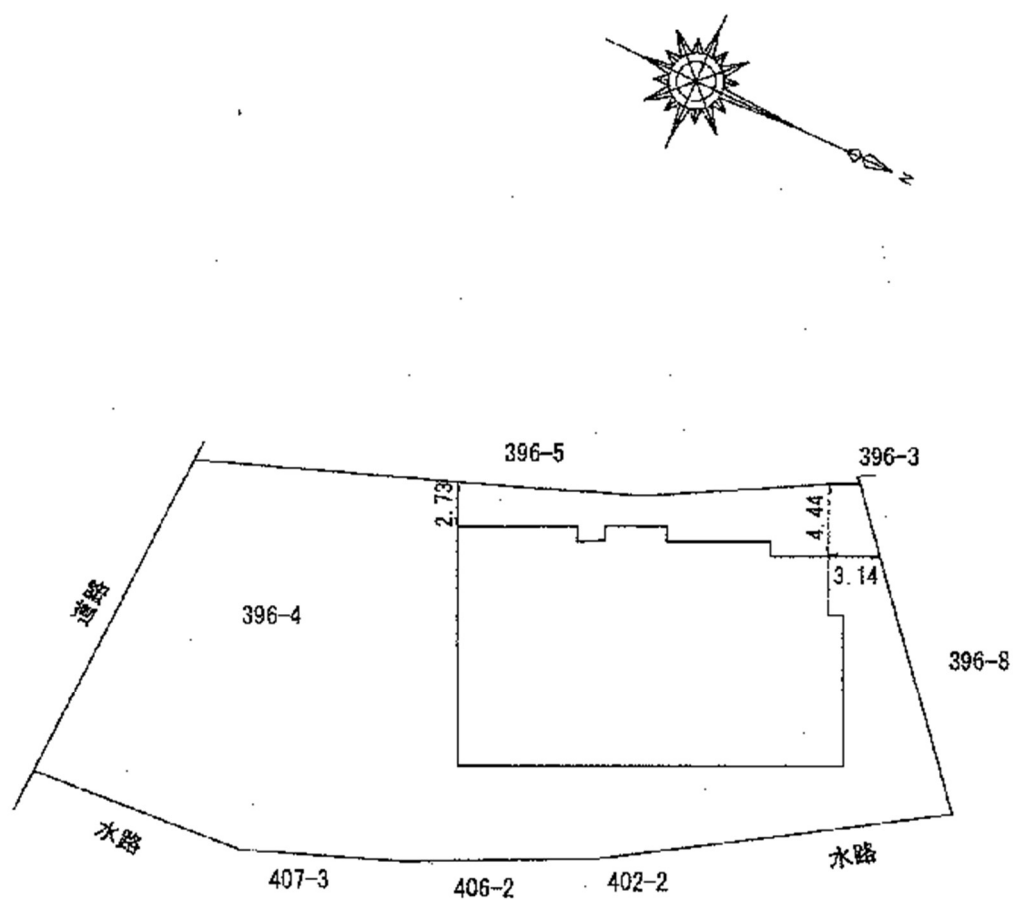


請 部	求 分	所 在	君津市坂田字奥ノ路				地 番	395番1		
出 縮	力 尺	1/600	精 度 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					縮 付 日 年 月 (原図)				補 事 記 項	

(注) 縮小しています。

(5) 建物図面

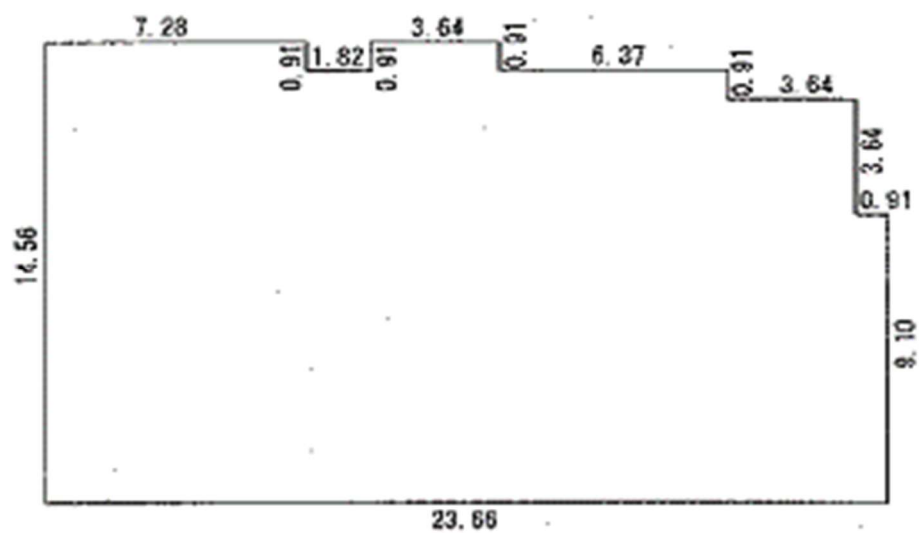
家屋番号	396番4	建物図面 各階平面図
建物の所在	君津市坂田字奥ノ路396番地4	



(注) トリミングし拡大しています。

(6) 各階平面図

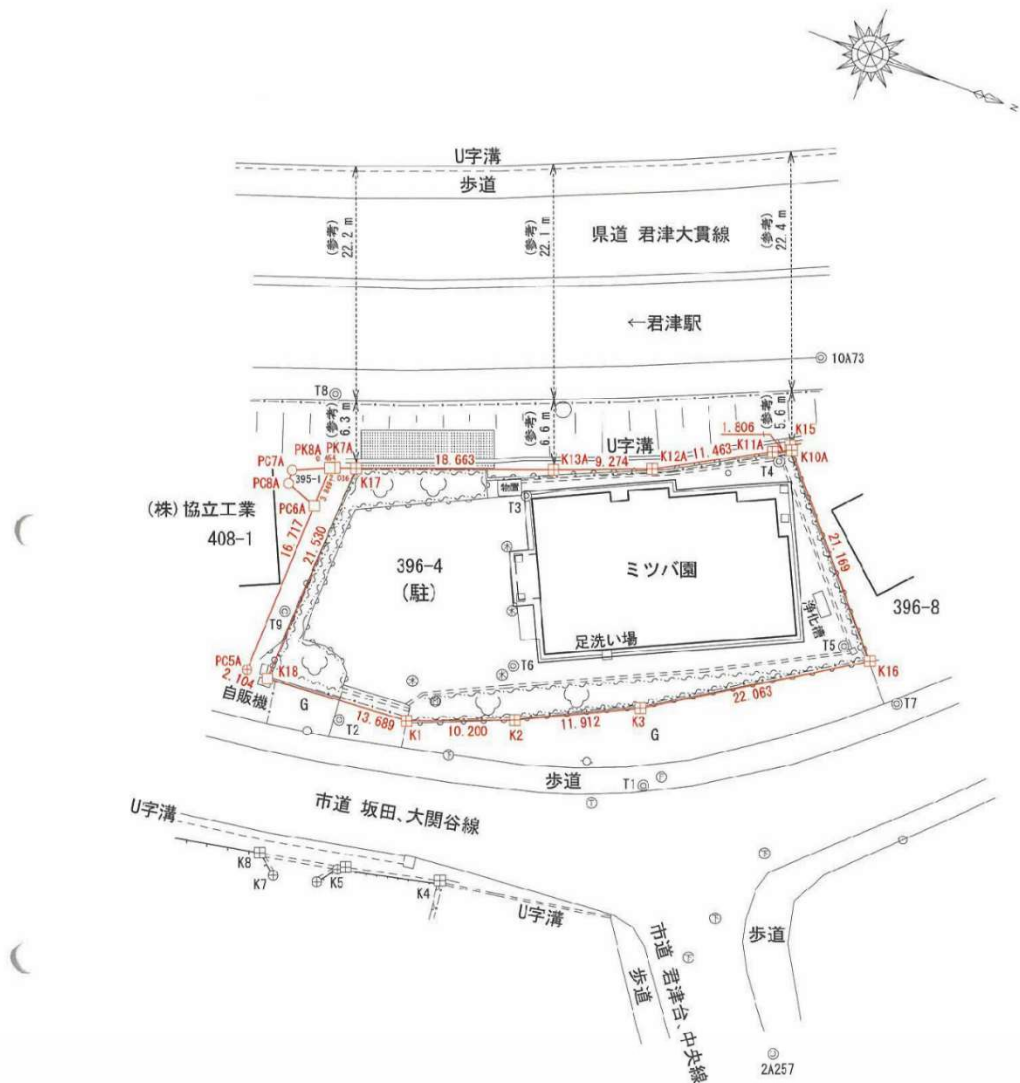
各階平面図



床面積表			
23.66	×	9.10	= 215.3060
22.75	×	3.64	= 82.8100
10.11	×	0.91	= 17.3901
3.64	×	0.91	= 3.3124
7.28	×	0.91	= 6.6248
計			225.4433
床面積			325.44㎡

(注) トリミングし拡大しています。

(7) 現況図



境界標の種類

田	コンクリート杭
⊕	金属 鋌
□	プレート
○	計算点
◎	基準点

図面名称	現況平面図		
所在地番	君津市坂田地先 (君津市福祉作業所ミツバ園敷地)		
縮尺	1:500	作製年月	令和6年11月25日
作製者	公益社団法人 千葉県公共福祉登記 士地家屋調査士協会 社員 前田 武		

(注) 縮小しています。

(8) 現況写真

①建物外観



②作業室



③休憩室



④事務室



⑤調理室



⑥玄関ホール



⑦更衣室（男女）

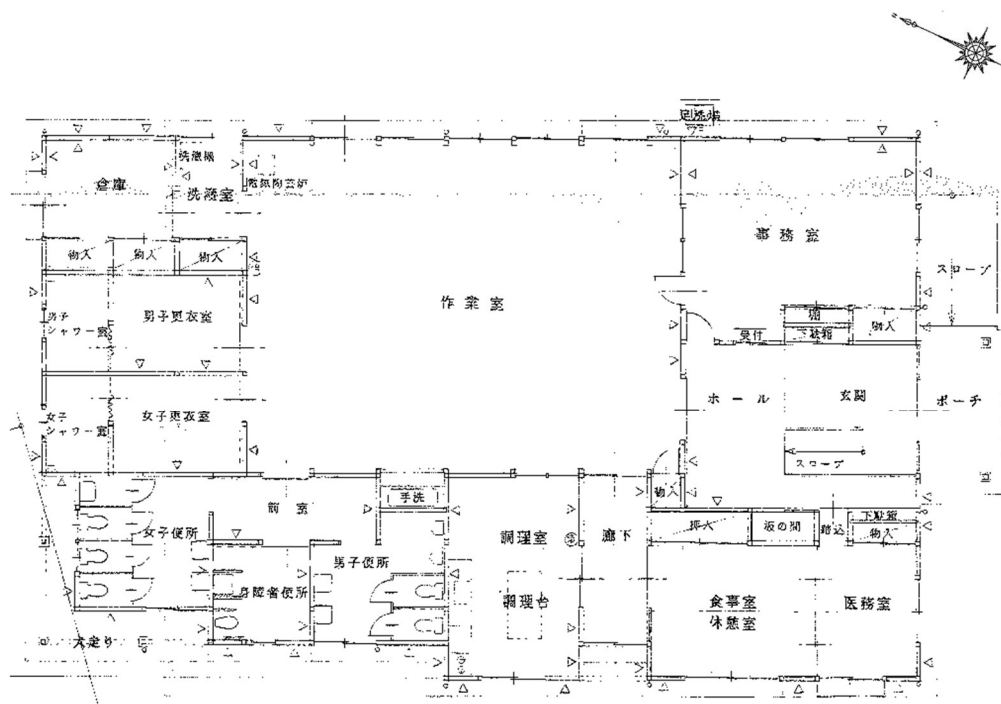


⑧敷地内





(9) 配置図



資料2 ミツバ園事業概要及び収支状況

1. 事業内容

サービス種別	内 容
就労継続支援 B型	個別支援計画の作成 就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練、生産活動その他の機会の提供、求職活動支援、職場定着支援、相談、助言 その他必要な支援

2. 作業内容

アルミ作業、調理作業、食品袋詰め作業、毛糸作業等 工賃は毎月支給している。
(生産活動による収入は材料費を除いた収益を分配している。)

3. 利用者数

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 定員 | 20人 |
| (2) 契約者数 | 18人 |
| (3) 令和5年度延利用者数 | 3,705人 |

4. 職員配置

人員	職業指導員及び生活支援員	・総数 3人 ・職業指導員 2人(内1人は管理者兼務) ・生活支援員 1人
	サービス管理責任者	1人
	管理者	1人(職業指導員兼務)

5. 健康管理

利用者のうち希望する方を対象に健康診断を年1回実施している。

6. レクリエーション行事等

季節の行事(クリスマス会等)

7. 施設維持管理等業務委託契約一覧

委託業務名	年間負担金額(令和5年度実績)
浄化槽保守点検及び清掃事務	¥47,300
浄化槽法定点検	¥5,000
夜間警備業務	¥237,600
一般廃棄物収集業務	¥99,000
庭園管理業務	¥239,800
消防設備点検業務	¥27,500
浄化槽保守点検及び清掃事務	¥47,300
合 計	¥656,200

8. 収支状況

収支計算書（令和5年度）

区分		勘定科目	項目	決算額
経営活動による収支	収入	障害福祉サービス費収入		¥19,411,341
			訓練等給付費収入	¥19,411,341
			経営収入計（1）	¥19,411,341
	支出	人件費支出		¥11,485,189
			職員給与支出	¥10,261,300
			法定福利費支出	¥1,223,889
		事業費支出		¥1,728,814
			保健衛生費支出	¥143,660
			消耗器具備品費支出	¥0
			保険料支出	¥80,030
			作業訓練費支出	¥974,559
			生活訓練費支出	¥530,565
		事務費支出		¥3,768,592
			福利厚生費支出	¥26,400
			旅費交通費支出	¥7,000
			研修研究費支出	¥0
			事務消耗品費支出	¥776,984
			水道光熱費支出	¥642,158
			燃料費支出	¥43,490
			修繕費支出	¥163,455
			通信運搬費支出	¥119,155
			業務委託費支出	¥656,200
			手数料支出	¥0
			管理料支出	¥212,080
			賃借料支出	¥0
			保守料支出	¥3,630
			車両費支出	¥1,118,040
		経営支出計（2）		¥16,982,595
		収支差額（3）		¥2,428,746
		（3）＝（1）－（2）		

※ 生産活動・受託作業による収入およびその材料費・作業工賃による支出は含まない。

※ 障害福祉サービス費の収入については、市が運営していることにより公立減算（965/1000）されている。

民間運営の場合は減算がないため $19,411,341円 \times 1000/965 = 20,115,379円$ となる。

資料3 評価基準表

プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査し、審査基準の項目ごとの点数を合計し、総合得点により順位を決定する。なお、評価点満点の6割を最低基準点とし、優先交渉権者及び次点交渉権者は、この最低基準点を上回る得点を得なければならない。

土地等購入希望応募者とその他の方法により事業実施を提案した応募者が競合した場合は、土地等購入希望応募者を優先とし、その他の方法により事業実施を提案した応募者の得点が高い場合でも、土地等購入希望応募者が最低基準点を上回った場合は土地等購入希望応募者を優先交渉権者として選定する。

点数の最も高い者が同点で複数の場合は、土地等購入提案価格が高い者を選定し、土地等購入提案価格も同じ場合はくじ引きにより決定する。

応募者が1法人の場合は、評価点が最低基準点を満たしている場合に応募者を優先交渉権者に選定する。

(1) 業務遂行体制に関する評価

審査項目	評価観点・基準	配点
1 財務状況	法人の安全性等を財務指標等により分析する。	10
2 法人の監査	直近の法人監査における指摘状況、改善状況はどうか。	5
3 事業の運営実績	同種事業、類似事業の運営実績、市内に法人の本部もしくは事業所はあるか。	10
4 収支計画	収支計画は積算が明確で適切に作成されており、健全な事業運営が見込まれるか。	5
5 安心・安全・衛生対策等について	防災、防犯、災害時の対策、感染症対策、緊急時の対応、事故防止対策、苦情解決への姿勢、個人情報情報の取扱いについて、具体的に示され重要性を理解しているか。	10

(2) 企画提案内容に関する評価

審査項目	評価観点・基準	配点
1 法人理念及び応募動機	法人の設立趣旨や応募の動機は、市の障がい者施策に合致しているか。	10
2 事業の継続性	長期的に事業を継続するための考え、人材の確保・育成の方針及び取組みは十分であるか。	15

3 地域との連携	地域社会での活動、地域行事への参加や協力等、地域との連携に積極的に取り組んでいるか。	5
4 就労継続支援B型事業	生産活動の機会の提供や知識・能力向上のための訓練等の支援内容は、創意工夫がなされており利用者のサービス向上が期待できるか。	15
5 提案事業	利用者に対するサービスの向上が期待できる事業提案となっているか。	15

(3) 見積金額に関する評価（事務局評価）

審査項目	評価観点・基準	配点
1 提案価格	20 点×参加者の提案価格÷参加者の提案価格の最高額（小数点第 1 位で四捨五入）	20